

# 令和8年度～10年度「広報くしま」印刷製本業務プロポーザル募集要項

## 1. 目的

この要項は、串間市（以下「本市」という）が「令和8年度～10年度「広報くしま」印刷製本業務（以下業務といふ。）」を委託するにあたり、受託を希望し、かつ、業務を行う能力を有する民間業者の中から、より本市の求める業務を遂行できる最も適した民間業者（以下「受託候補者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2. 業務概要

### （1）業務名称

令和8年度～10年度「広報くしま」印刷製本業務

### （2）業務内容

別紙1「令和8年度～10年度「広報くしま」印刷製本業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおり

### （3）履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

### （4）見積限度額

21,591,900円（消費税及び地方消費税額を含む。）

## 3. 選定方法

本業務の受託候補者の選定については、参加者から提出された企画提案書等をもとに書類審査を行い、最も優れた提案を選定する「公募型プロポーザル」により行う。

## 4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

### （1）串間市内に本店又は営業所等を有すること。

### （2）申請時において、串間市指名競争入札参加資格者名簿（串間市指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する規程（昭和59年串間市告示第4号）第4条第1項に規定する名簿（名簿をいう。））に登録されている者のうち、印刷物（冊子類等）を取り扱う者。

### （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

### （4）本市から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

### （5）国税・県税及び市税に未納がないこと。

### （6）本業務について、充分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者。

### （7）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、関与する等の関りを持つ者でないこと。

## 5. 募集から受託者決定までのスケジュール

①募集要項の公表	令和8年1月22日（木）～
②質問書受付期間	令和8年1月22日（木）～2月4日（水）
③参加表明書受付期間	令和8年1月22日（木）～2月4日（水）
④参加辞退届受付期間	令和8年1月22日（木）～2月4日（水）
⑤審査書類提出期間	令和8年1月22日（木）～2月10日（火）
⑥審査	令和8年2月中旬
⑦受託候補者決定	令和8年2月下旬
⑧審査結果の通知	令和8年3月初旬
⑨契約締結	令和8年3月上旬

## 6. 参加申し込み

プロポーザルに参加する者は、「参加表明書（様式1）」を提出すること。

### （1）提出方法

串間市総務課秘書広報係まで、持参または郵送（申し込み期間中に到着するものに限る）とする。

### （2）申し込み期間

令和8年1月22日（木）から令和8年2月4日（水）まで（※土日・祝日を除く。）  
(受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで。)

## 7. 審査書類の提出

参加表明書の提出後、以下の書類を提出すること。

### （1）提出書類

#### ①企画提案書 6部

以下の項目について、項目ごとに記述すること（任意様式）。

- ・会社概要（法人等の名称、所在地、代表者の氏名および電話番号）
- ・業務実施方針（編集コンセプトなど）
- ・業務実施体制（デザイナーの人数および担当者名、1ヶ月間の工程案など）
- ・過去5年間の自治体広報紙等の制作実績

#### ②類似業務受注成果物（1冊子） 6部

#### ③見積書 1部

別紙1「仕様書」に基づいて提出すること（任意様式）。なお、見積書に記載する金額は税抜きの価格とする。

#### ④納税証明書 1部

国税（税務署が発行する納税証明書（その3の3法人税と消費税及び地方消費税））、県税及び市税（市内事業者及び市内に支店等がある事業者である場合）の滞納がないことを証明する書類 ※提出日の直近3ヶ月以内のもの。※写し可。

#### ⑤暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（別紙3） 1部

## (2) 提出方法

串間市総務課秘書広報係まで、持参または郵送（提出期間中に到着するものに限る）とする。

## (3) 提出期間

令和8年1月22日（木）から令和8年2月10日（火）まで（※土日・祝日を除く。）  
(受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで)

## 8. 質問書の提出および回答

本要項および仕様書等に対する質問がある場合は、「質問書（様式2）」を提出すること。

### (1) 提出方法

串間市総務課秘書広報係まで、FAXまたは電子メールとする。

- ・FAX 0987-72-6727
- ・アドレス info@city.kushima.lg.jp

### (2) 受付期間

令和8年1月22日（木）から令和8年2月4日（水）まで  
(受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで)

### (3) 質問に対する回答

軽微なものを除き、一括して取りまとめの上、参加表明書を提出したすべての会社に電子メールで回答する。

ただし、質問内容によっては質問受付締切日前に、串間市公式サイトを通じて回答する場合もある。

## 9. 参加辞退

参加表明書を提出した者でプロポーザルの参加を辞退するときは、「プロポーザル参加辞退届（様式3）」を提出すること。

### (1) 提出方法

串間市総務課秘書広報係まで、持参または郵送（辞退期間中に到着するものに限る）とする。

### (2) 辞退期間

令和8年1月22日（木）から令和8年2月4日（水）まで（※土日・祝日を除く。）  
(受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで)

## 10. 受託者の決定

### (1) 評価

①企画提案書、類似業務受注成果物の内容について、市が設置する選定委員会（以下、委員会という。）が別紙2「評価基準表」により審査を行い、受託候補者を選定する。

②委員会の委員1名あたり100点満点による評価とする。

### (2) 評価項目

別紙2「評価基準表」のとおり

### (3) 受託候補者の決定

委員会は、各委員の評価の合計点数が評価基準点（100点満点×60%×委員数）以上の者を選定する。また、評価基準点以上の者が2者以上いる場合は、「合計点数÷見積金額×10万倍」をして最も点数の高い者を受託候補者とする。なお、点数が同点の場合は、見積金額の低い者を受託候補者とし、同額の場合は抽選とする。

### (4) 受託者の決定

本市は、(3)で決定された受託候補者と協議を行い、随意契約の手続きを行うものとする。なお、受託候補者が契約締結までに事故などの特別な事由により契約が不可能となった場合においては、審査結果が次点のものから順に繰り上げて随意契約の相手方とする。

## 11. 審査結果の通知

審査結果については後日、採択・不採択に関わらず参加者全てに文書にて通知する。

## 12. 留意事項

- (1) 参加希望者1法人につき、提案は1件とする。
- (2) プロポーザルに要する一切の経費は、提案者の負担とする。
- (3) 以下のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ・申請書類の提出期限を過ぎて書類を提出した場合。ただし申請書類に軽微な不備がある場合に限り、市が別途期限を定め、補正を認めることとする。
  - ・参加資格を満たさない者から提出された場合
  - ・申請書類に虚偽又は不正があった場合
  - ・上限額を超える金額を提案した場合
  - ・この募集要項に定められた以外の手法により、選定委員又はその関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合
  - ・その他、法令違反の行為があり審査結果に影響を与えられる恐れのある場合
- (4) 提案者が1社であっても審査を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者として決定する。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) その他入札および契約に関する事項については、串間市財務規則の規定等を準用する。
- (7) 提案者は選定結果について、一切の異議申し立てはできないものとする。

## 13. 書類提出および問い合わせ先

前項に記載している各種提出書類については、以下の場所に提出するものとする。なお、提出方法、日時については、提出書類ごとに定めたとおりとする。

### (1) 提出先

串間市総務課秘書広報係

住 所 〒888-8555 串間市大字西方5550番地

電 話 0987-72-4559（直通）／FAX 0987-72-6727